

◆障害者雇用企業への援助◆

1. 各種雇用助成金

①特定求職者雇用開発助成金

公共職業安定所(ハローワーク)等の紹介で障害者を雇用したときに、一定の金額を一定期間助成するものです。

対象労働者	助成額および助成期間(いずれも半年ごとの申請)	
	大企業	中小企業
重度障害者等(※1)を除く 身体・知的障害者	50万円 25万円×2回(計1年間)	135万円 45万円×3回(計1年6か月)
身体・知的・精神障害者で 短時間労働の者	30万円 15万円×2回(計1年間)	90万円 30万円×3回(計1年6か月)
重度障害者等	100万円 33万円×2回、34万円×1回(計1年6か月)	240万円 60万円×4回(計2年)

※1 重度障害者等とは、重度身体・知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者をいいます。

②障害者トライアル雇用奨励金

ハローワーク等の職業紹介により、継続雇用する労働者として雇用することを目的に、障害者を一定期間試用雇用(トライアル雇用)する事業主に対し、奨励金を支給するものです。

- 原則として3か月間(週20時間以上勤務)試用雇用する場合の「障害者トライアル雇用」と、週20時間以上の勤務が難しい精神障害者・発達障害者を最終的に20時間以上勤務とすることを目指して3~12か月試用雇用する場合の「障害者短時間トライアル雇用」があります。
- トライアル雇用に入る前に、支援を必要とする場合には、障害者職業センターのジョブコーチ支援等、各種職業リハビリテーションの支援を利用することができます。
- トライアル雇用が終了した後、継続雇用に移行した場合、特定求職者雇用開発助成金が支給される場合があります。

③障害者初回雇用奨励金

障害者雇用の経験のない中小企業(従業員50人から300人規模の中小企業)が、ハローワーク等の職業紹介により初めて身体・知的・精神障害者を雇用し、法定雇用障害者数を上回った場合に、奨励金を支給する制度です。

④中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

中小企業である事業主が、障害者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10人以上雇用し、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等に要する費用に対して助成される制度です。

⑤発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害者、難治性疾患患者を、ハローワーク等の職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し、助成される制度です。

⑥精神障害者等雇用安定奨励金

雇い入れた精神障害者の職場定着を図るため、働きやすい職場づくりを行った事業主、また重度知的障害者や精神障害者の業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成する制度です。

2. 訓練・実習に対する援助

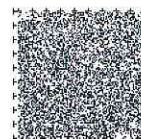
障害者の態様に応じた多様な委託訓練(実践能力習得訓練コース)

障害者の雇用を希望する企業等において、当該企業等に就職が見込める人に対し、就職に必要な知識や技能を修得させるため、企業側の人材ニーズとその人の障害の態様に応じて行う実践的な職業訓練で、訓練期間は原則1か月です。福岡障害者職業能力開発校が企業等に委託して実施し、訓練修了後に委託料を支払います。

3. 税制上の優遇措置

障害者を雇用する事業所を支援するため、事業所税の軽減措置、助成金の非課税措置等、税制上の優遇措置があります。

- 1.については公共職業安定所(ハローワーク)へ、
- 2.については福岡障害者職業能力開発校(裏表紙参照)へ



*平成27年3月現在(4月1日適用)の情報です。各助成金等の支給要件や限度額等については、各機関にご確認・ご相談ください。